

平成 17 年（行ウ）第 23 号 公務外認定取消請求事件

原 告 大 友 博 子

被 告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

平成 19 年 4 月 20 日

仙台地方裁判所 第 1 民事部 御 中

原告訴訟代理人 佐 藤 由 紀 子

土 井 浩 之

証 拠 説 明 書 4

甲 18 号証の 1 甲 18 号証の 2 及び 3 を所収する医学雑誌の表紙及び奥書 平成 19 年 1 月 19 日発行

甲 18 号証の 2 「教師のメンタルヘルス」真金薫子、中島一憲執筆。両者は、東京都教職員互助会三楽病院精神神経科の医師であるが、この論文によって、教師の精神的健康が洋の東西を問わず深刻な状況にあると報告されていること、教師のうつ病発生率が高いこと、及び複数のストレス要因が重なった場合に精神障害での休職率が高くなることを立証する。

甲 18 号証の 3 「精神に関わる労災認定の考え方と実際上の問題点」原田憲一執筆。執筆者は、元東京大学教授で、現在武田病院の非常勤講師であるが、この論文によって、精神障害の成因（原因）論が、心因、

内因、外因にわけて論じる三大成因論は、精神障害において内因と外因との区別ができないことから、過去のものとして棄却されたこと。三大成因論に代わる現代の成因論がストレス－脆弱性説であること。この精神障害の成因論の変化に対応して、労災実務において、これまで内因的精神障害が労災の対象にならなかったことを改めて、内因、心因の区別をすることなく I C D - 1 0 に該当する精神障害を対象とすると、対象が拡大されたこと等を立証する。